

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

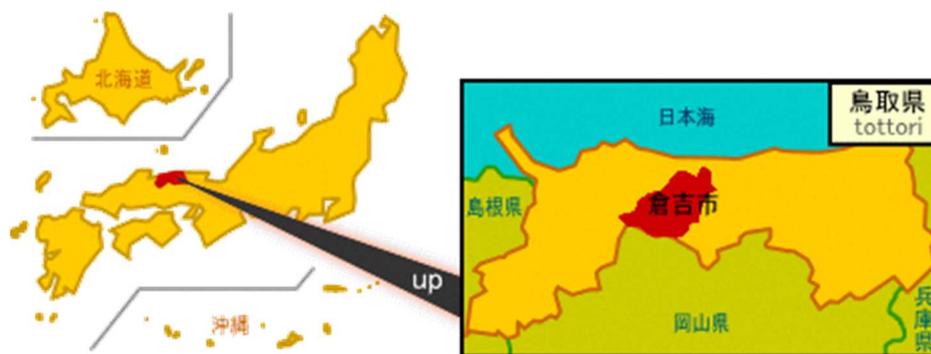
(1) 地域の災害等リスク

ア 地域の概要・立地

本市は、鳥取県中部に位置し、市域の総面積は272.06km<sup>2</sup>である。北は北栄町と湯梨浜町、東は三朝町、西は琴浦町と江府町、南は岡山県真庭市にそれぞれ接している。

市北東部を南北に天神川が、市南西部から北東部にかけて小鴨川が流れ、市北東部にはこれらの河川に沿うように帯状に市街地が連なっている。

市街地の郊外部には、地域経済を支える農業の礎をなす肥沃な水田・畑作地帯と、市域面積の約70%を占める広大な森林が広がるほか、県道や河川沿いを中心に集落が分布している。



イ 気象の概要

a 気温

年平均気温（平年値（統計期間は1991年から2020年まで。以下同じ。））は14.8 であり、月平均気温（平年値）の最高は8月の26.3 、最低は1月の4.4 で、その差は21.9 である。なお、毎年1月又は2月に最低気温が氷点下となる日があるため、この時期には、低温による農作物への被害、水道管の凍結破損等に対する注意が必要である。

b 降水量

年平均降水量（平年値）は1,760.4mmであり、月平均降水量（平年値）は7月が191.5 mm、9月が226.9mmと多くなっている。このため、7月の梅雨期及び9月の台風期には、水害に対する注意が必要である。

c 風

年平均風速（平年値）は3.5m/sであり、12月から2月までの時期は、月平均風速（平年値）が4.0m/sを超えている。春季には、フェーン現象により異常に乾燥するため、火災に対する注意が特に必要である。

d 積雪

月ごとの最深積雪（平年値）は、1月の20cmが最も多くなっている。積雪は12月から3月までの時期であるため、この時期には、大雪による交通障害等に対する注意が必要である。

(洪水：洪水・土砂災害ハザードマップ)

倉吉市の洪水・土砂災害ハザードマップによると、天神川は全国の一級水系の中でも急流で、倉吉市の市街地付近において小鴨川や三徳川が合流しているため、洪水が発生しやすい地形となっている。

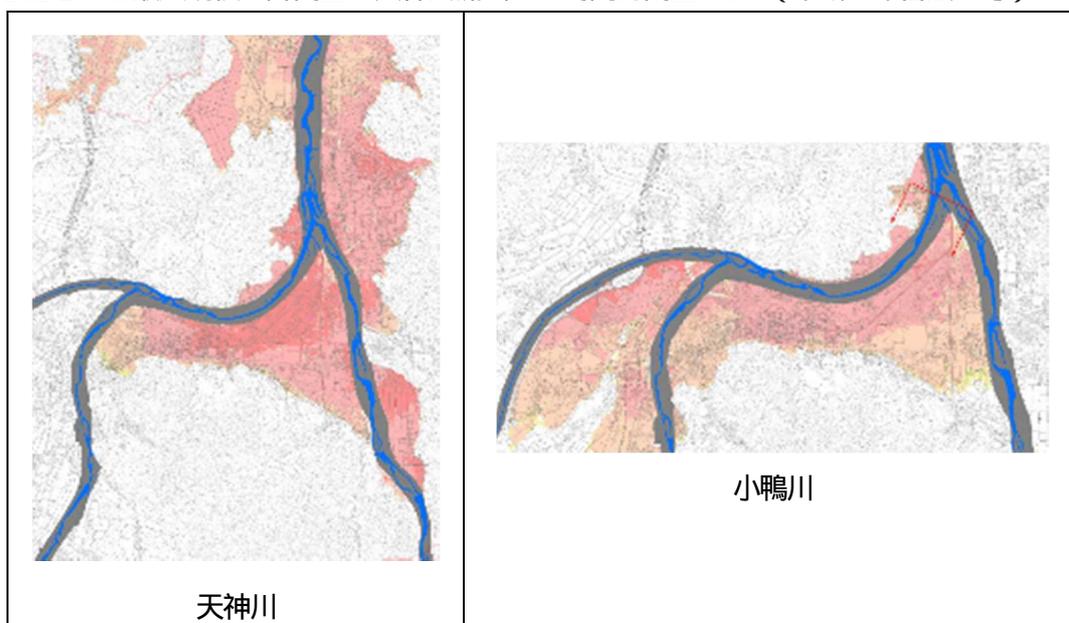
また、洪水時の河川水位は周辺の地盤より高くなり、洪水により一度氾濫するとその影響は広範囲に及ぶことが想定される。

倉吉商工会議所が立地する成徳地区をはじめ、市街地のほとんどで0.5m以上10m未満の浸水が予想されている。倉吉駅南側、天神川右岸の広栄町卸団地、小鴨川と天神川に挟まれた上灘地区と成徳地区の一部などにおいては、5m以上10m未満の浸水が予想されている。

また、市の主な工業集積地である西倉吉工業団地は、0.5m以上5m未満の浸水が想定される地域に立地している。

○天神川・小鴨川の浸水予想範囲区域（想定最大区域）

想定される最大規模の降雨量 天神川流域の24時間総雨量566mm（平成10年台風10号）



出典：国土交通省作成洪水浸水想定区域図（想定最大）

(土砂災害：洪水・土砂災害ハザードマップ)

倉吉市の洪水・土砂災害ハザードマップによると、山間部や市街地のある平地部分と山間部の境界付近に土砂災害警戒区域等が設定されているが、市内事業所の多くは平地部にあり、一部の事業所を除き、土砂災害のおそれは少ない。

(地震：J - S H I S)

倉吉市では、平成28年10月21日午後2時7分にマグニチュード6.6、最大震度6弱の鳥取県中部地震が発生した。被害自体は比較的小規模であったが、多くの企業で建物や設備にずれが発生し、復旧のための設備の調整等に多くの時間を要した。

地震ハザードステーションの防災地図（2020年版）によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が起こる確率は、上北条地区、上井地区の山陰本線から北側、灘手地区の一部等で6～26%、中心市街地を含む市内の主要箇所が3～6%の確率とされており、注意が必要である。

（感染症）

本市においては、新型インフルエンザに係る対策について、新型インフルエンザが発生した場合に、感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、平成21年4月に本市独自の「倉吉市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、平成24年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定により、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平成27年11月に新たな「倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

新型コロナウイルス感染症が発生する前に策定された「倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画」に定められた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなされるため、新型コロナウイルスについても「倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画」に従って行動することとする。

（2） 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2,851事業所（平成28年経済センサス活動調査）
- ・ 小規模事業者数 2,296事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
卸売業	147	74	広栄町及び市内各地
小売業	639	455	主に中心市街地
建設業	248	230	市内各地
製造業	151	116	工業団地及び市内各地
宿泊、飲食サービス業	423	326	主に河北地区及び成徳地区
生活関連サービス業、娯楽業	303	264	河北地区及び市内各地
その他	940	831	

（3） これまでの取組

ア 倉吉市の取組

- ・ 地域防災計画の策定（最終改定：令和3年8月）総合防災訓練の実施
- ・ 第12次総合計画において防災に関する都市基盤整備等に関する施策を推進
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 国、地方公共団体等と相互応援等に関する協定の締結（21件）

- ・指定公共機関（電力・ガス事業者等）と協力等に関する協定の締結（6件）
- ・公共的団体（NPO、一般社団法人等）との協力等に関する協定の締結（15件）
- ・民間事業者等と物資供給等に関する協定の締結（13件）
- ・社会福祉法人等との要援護者の緊急受入に関する協定の締結（19件）
- ・学校法人等との施設利用等に関する協定の締結（5件）
- ・倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年11月策定）

#### イ 倉吉商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国及び鳥取県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・災害時対応マニュアルの策定（平成30年1月25日制定）
- ・消防計画の策定（令和2年9月1日改訂）
- ・損害保険会社と日本商工会議所が提携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県が「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」を締結（令和元年8月20日）
- ・倉吉商工会議所会館内のテナントと合同での避難・防災訓練の実施

## 2 課題

- ・地区内小規模事業者のBCP計画の策定が進んでいない。
- ・小規模事業者のBCP策定を助言するスキルが十分でない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルを整備していない。
- ・保険・共済について助言できる経営支援専門員等が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## 3 目標

- ・倉吉市及び倉吉商工会議所は、地区内の小規模事業者に自然災害リスクや感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・倉吉商工会議所は、鳥取県及び専門家等と連携した個社支援により事業者BCP策定の支援を行う。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

## 4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

倉吉市と倉吉商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### ア 事前の対策

以下のとおり 倉吉市と倉吉商工会議所が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について周知する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、市報や商工会議所会報、ホームページ、メール通信等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 小規模事業者のBCP策定支援

- ・倉吉商工会議所は、小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導や助言を行う。
- ・倉吉商工会議所は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、ワークショップなど、鳥取県との共催により、事業者BCPの作成を推進する。

#### 倉吉商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・倉吉商工会議所は、平成30年1月25日に災害時対応マニュアルを作成している。今後においては、必要に応じて都度計画の見直しを行う。

#### 関係団体との連携

- ・倉吉商工会議所は、日本商工会議所が提携した損害保険への加入を促進する。
- ・倉吉商工会議所は、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催を行う。

#### フォローアップ

- ・倉吉商工会議所は、小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、BCPの策定推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

#### 当該計画に係る訓練の実施

- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、自然災害の具体的な想定（震度6弱以上の地震、河川の氾濫等）に基づき、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

### イ 発災後の対策

倉吉市と倉吉商工会議所は、自然災害等発災時には、人命救助や被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援策を実施する。

#### 応急対策の実施可否の確認

- ・倉吉商工会議所は、発災後速やかに職員の安否確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について倉吉市と共有する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・倉吉商工会議所は、感染症が流行した場合や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、倉吉市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

#### 応急対策の方針決定

- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、事業所被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。（被害状況の目安については、下記のとおり。）
- ・倉吉商工会議所は、地域内の事業者の大まかな被害状況を倉吉市と共有する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、両者の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制をとる。
- ・倉吉商工会議所の職員は、地震、冠水・浸水等の自然災害発生時は、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後、安全確保できる状況になった場合に出勤する。

- ・倉吉商工会議所は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、(倉吉商工会議所のBCPに基づき)業務の優先順位に応じて役割分担を決める。
- ・倉吉商工会議所は、倉吉市が取りまとめた「倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は交通網が遮断されており、被害状況が把握できない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

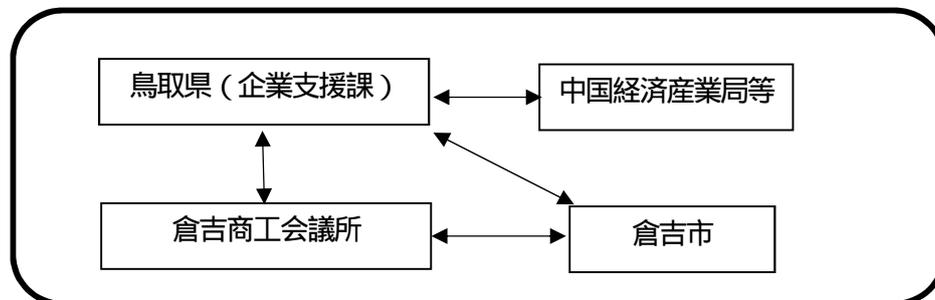
連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

#### ウ 被害状況の鳥取県への報告

倉吉商工会議所は、事業者の被害状況に係る情報を、鳥取県(商工労働部企業支援課)に報告する。

<報告項目>

事業所名、所在地、業種、従業員数、被害状況、被害金額(把握できる範囲で確認する。)



#### エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・倉吉商工会議所は、自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告や指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。

- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、感染症流行の場合、国や鳥取県等からの情報や方針に基づき、両者が共有した情報を鳥取県の指定する方法にて倉吉市又は倉吉商工会議所より鳥取県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、相談窓口の開設について相談する。（倉吉商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、被災時に有効な被災事業者施策（国や鳥取県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・倉吉市と倉吉商工会議所は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・倉吉市、倉吉商工会議所、鳥取県等は、関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・倉吉商工会議所は、被害規模が大きく、被災地だけの職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を鳥取県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ 代替企業の紹介によるサプライチェーンの維持

- ・倉吉商工会議所は、「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」に基づき、地域内企業の状況を踏まえ、他の地域の商工会・商工会議所と被災事業の代替が可能な企業のマッチングを行い、サプライチェーンの維持を図る。

ク その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県へ報告する。

(別表2)

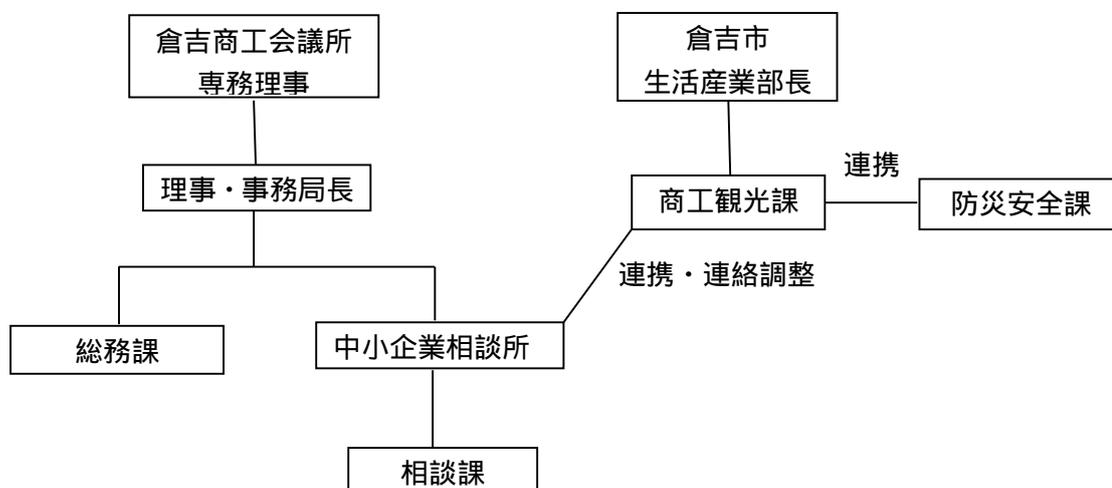
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制(倉吉商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/倉吉市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/倉吉市と倉吉商工会議所の共同体制/経営支援専門員の関与体制等)

倉吉商工会議所：専務理事1人、事務局長1人、経営支援専門員5人、経営支援員2人  
一般職員4人、臨時職員2人 計15人  
倉吉市役所：商工観光課1人、防災安全課4人 計15人



(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 森 正弘、鷲見 清、藤原奈津美、塚根 宏、河嶋啓吾  
(連絡先は後述(3) 参照)

当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

倉吉商工会議所 中小企業相談所

〒682-0887 鳥取県倉吉市明治町1037-11

TEL:0858-22-2191 / FAX:0858-22-2193

E-mail: cci3103@kurayoshi-cci.or.jp

倉吉市 生活産業部 商工観光課

〒682-8611 鳥取県倉吉市堺町二丁目253-1  
TEL:0858-22-8129 / FAX:0858-22-8136  
E-mail: shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	130	130	130	130	130
・ パンプ、チラシ作製費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、倉吉市補助金、鳥取県交付金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。